

# 重要事項説明書

(令和6年5月1日現在)

## 1. 当施設が提供するサービスの相談窓口

電話：0470-30-5353（午前9時～午後5時まで）

FAX：0470-38-2003

担当：\_\_\_\_\_

※ご不明な点はお尋ねください。

## 2. 事業所の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

名称	特別養護老人ホームおもいやりの郷
所在地	千葉県南房総市白浜町滝口7216-8
介護保険指定番号	千葉県1278100027号

### (2) 同施設の整備の概要

定員	55名	静養室	2室
居室	4人部屋 10室	機能訓練室	1室
	2人部屋 5室	医務室	1室
	1人部屋 15室	一般浴	2
食堂	2室	機械浴	1

## 3. サービスの内容

### (1) 基本サービス

#### ① 施設サービス計画の立案

施設の介護支援専門員が施設サービス計画（ケアプラン）の立案及び変更を進め、計画的にご利用者様の援助に努めます。

#### ② 食事

ご利用者様の心身の状態、嗜好、希望に合わせながら食事の提供を進めていきます。医師の指示により、肝臓食・胃潰瘍食などの療養食の提供も行います。

時間 朝食 8:00～8:45  
昼食 12:00～12:45  
おやつ 15:00～15:30  
夕食 18:00～18:45

- ③ 入浴  
週に2回入浴していただきます。ただし、体調等により清拭となる場合があります。
- ④ 介護  
食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位交換、施設内の移動の付添、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話
- ⑤ 機能訓練  
ご利用者様の状況に応じて機能訓練を実施します。
- ⑥ 理容  
月3回理容サービスを実施しております。(料金は自己負担)
- ⑦ 余暇活動援助  
ご利用者様の余暇活動の援助に努めていきます。(趣味活動の援助・読書・ビデオ鑑賞・塗り絵・手芸等)  
ご利用者様の希望により、グループ活動を援助していきます。  
クラブ活動(生け花・書道・塗り絵・陶芸等)  
その他のグループ活動(園芸・レクリエーション等)  
ご利用者様間の交流を目的とした全体活動を援助していきます。  
全体でのレクリエーション  
ミュージックトレーニング
- ⑧ 生活相談  
施設の生活相談員が主となり、ご利用者様の各種相談に応じます。
- ⑨ 健康管理  
施設の看護職員が嘱託医との連携により、健康管理を進めていきます。  
年1回の定期健康診断のほか、入所時診断、随時診断を実施するとともに、施設の看護職員により、定期的なバイタルチェックや食事、排泄のチェックを行い、常にご利用者様の健康維持と増進に努めていきます。
- ⑩ 行政手続き代行  
行政手続きの代行を実施していきます。
- ⑪ 日常費用支払い代行  
介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払い代行を実施していきます。
- ⑫ 所持品の管理  
所持品の管理について、原則として自己管理となりますが、施設職員が整理整頓及び管理を援助していきます。
- ⑬ 行事、その他  
季節、暦に合わせた行事を年間を通じて行います。

#### 4. 料金

- (1) 基本サービス利用料(介護保険対象)別紙料金表のとおり
- (2) 食費及び居住費(介護保険対象外)別紙料金表のとおり

(3) その他の料金

- ① 趣味活動の材料費は、実費負担となります。
- ② 特別行事の参加費は、自己負担となります。
- ③ 個別のドライブ、旅行等の経費は、自己負担となります。

(4) お支払い

請求書は、月末締め、翌月15日頃に送付します。原則、口座自動振替をお願いしておりますが、窓口にて現金支払い・銀行振込をご希望の方のお支払い期日は請求月の25日までとなります。料金の支払いが確認された方には領収書を発行します。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き (契約について)

必要な書類など

- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険被保険者証
- ・諸制度手帳
- ・諸制度医療証
- ・印鑑
- ・衣類、身の回り品

(2) 退所手続き (契約終了及び解除について)

① ご利用者様のご都合により退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了します。

- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合
- ・事業所が解散命令を受けた場合
- ・施設が介護保険の指定を取消された場合
- ・事業所が破産した場合
- ・施設の滅失や重大な毀損により施設サービスの提供が不可能になった場合

③ その他

- ・ご利用者様が、サービス料金の支払いを2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合
- ・ご利用者様やそのご家族様などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・ご利用者様が要介護認定の更新で非該当(自立)または、要支援1・2もしくは要介護1・2と認定された場合 ※ただし要介護1・2については、特段の事情等がある場合は契約継続の可否について判断するものとする
- ・ご利用者様が病院または診療所に3カ月以上入院、もしくは3カ月以内の退院が見込まれないと医師に判断された場合

・やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合  
上記に当てはまると判断された場合、契約を終了し退所していただく場合があります。この場合1ヶ月前までに文書で通知します。

## 6. 留意事項

### (1) 面会

時間は9:00～18:00です。状況により、時間外の面会についても受付しますのでご相談ください。

面会時、1階受付にて面会表にご記入いただき、感染症予防のため手指消毒を行ってください。感染症予防のため、面会を制限することがありますので、事前にご了承願います。また、飲食物の持込は必ず職員へ申し出てください。

### (2) 飲酒及び喫煙

飲酒は自由ですが、時間と場所などの制約もありますので、ご利用の場合は職員へ申し出てください。

喫煙は指定の場所で行います。タバコ、ライターの管理は施設で行います。ご利用の際に職員へ申し出てください。

### (3) その他

- ・宗教活動は、事業者及び他のご利用者様に迷惑をかけない範囲で行います。事業所内での布教活動等をご遠慮ください。
- ・金銭の管理は施設でお預かりします。
- ・貴重品はできる限りご持参しないでください。
- ・持参品は利用案内をご参照の上ご持参願います。ただし、整理スペースの関係上必要最低限をお願いしております。
- ・ペットのお持込みはご遠慮ください。
- ・様々な備品及び器具等が備えられております。使用方法は入所時にご説明します。取扱いについては丁寧に願います。

## 7. 緊急時の対応

ご利用者様の容体に変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族様に速やかに連絡します。

## 8. 非常災害対策

### (1) 災害時（火災）の対応

火災の発生にあたっては、非常通報装置により、所管の消防署に通報の上、安全確実にご利用者の皆様を避難誘導します。

### (2) 防災設備

通報設備（非常通報装置、非常放送）

消火設備（消火器、屋内消火栓）

その他の消防設備（非常ベル、自動火災報知器、熱感知器、煙感知器）

### (3) 防災訓練

非常災害に備え、所管の消防署員立会いの訓練を実施するほか、定期的に職員の教育訓練とご利用者様参加の訓練を行います。

- ・総合避難訓練 ・夜間訓練 ・夜間時想定マニュアル訓練
- ・部分訓練（避難誘導訓練、通報訓練、初期消火訓練） ・夜間時招集訓練

### (4) 防火責任者 鈴木 篤

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族様、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

### 11. ご利用者様の尊厳

ご利用者様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

### 12. 身体拘束の廃止

原則として、ご利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者様及びご家族様へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

### 13. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 相談・苦情窓口（担当者） 生活相談員 鈴木 学 ・ 保田 好幸  
苦情解決責任者 施設長 鈴木 篤  
第三者委員 評議員 佐野 和生  
評議員 大和田 慎一

住 所 南房総市白浜町滝口7216-8

電 話 0470-30-5353

- ② 当施設以外にも、各市町村等で相談・苦情の窓口を設けております。

南房総市保健福祉部高齢者支援課

住 所 南房総市谷向100

電 話 0470-36-1152

館山市高齢者福祉課介護保険係  
住 所 館山市北条1145-1  
電 話 0470-22-3489

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係  
住 所 千葉市稲毛市天台6-4-3  
電 話 043-254-7428

14. 福祉サービス第三者評価の実施状況  
第三者による評価の実施 なし

15. 協力医療機関等

下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、ご利用者様の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いしています

協力医療機関	館山病院	館山市北条520
協力歯科医療機関	岡山歯科医院	南房総市明石49

16. 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 白波会	
代表者役職・氏名	理事長 三津田 優	
本部所在地	千葉県船橋市新高根6-43-3	
電話番号	047-466-5553	
定款の目的に定めた事業	第一種事業 特別養護老人ホーム 第二種事業 保育所 一時預かり事業 老人デイサービス事業 老人短期入所事業 老人介護支援センター	
施設・拠点等	特別養護老人ホーム	1カ所
	内、居宅介護支援事務所	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	通所介護	1カ所
	在宅介護支援センター	1カ所
	保育所	3カ所

年 月 日

特別養護老人ホームおもいやりの郷の施設利用サービスの開始（入所）にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県南房総市白浜町滝口7216-8
	名称	社会福祉法人白波会
		特別養護老人ホームおもいやりの郷
	理事長	三津田 優 印
	説明者	氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から特別養護老人ホームおもいやりの郷についての重要な事項の説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印
(代理人)	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	